

一般社団法人和食文化国民会議 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人和食文化国民会議（以下「本会」という。）の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

第2条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする会社、会社以外の団体又は個人は、別表1に掲げる事項を主たる内容とし、理事会において別に定める入会申込書を、定款第21条第2項に定める本会の会長(以下単に「会長」という。)に提出するものとする。

2 正会員及び賛助会員の区分に応じた入会基準は、次のとおりとする。

会員の種類	会員の区分	入 会 基 準
正 会 員	企 業 会 員	本会の事業と関連性を有する会社であって、本会の事業活動に参画する意思を持つ会社
	団 体 会 員	本会の事業と関連性を有する会社以外の団体であって、本会の事業活動に参画する意思を持つ会社以外の団体
	個 人 会 員	本会の事業と関連性を有する分野において十分な実績を有し、本会の事業活動に参画する意思を持つ学識経験者等の個人
賛 助 会 員	企 業 会 員	本会の事業と関連性を有する会社であって、本会の事業活動を賛助する意思を持つ会社
	団 体 会 員	本会の事業と関連性を有する会社以外の団体であって、本会の事業活動を賛助する意思を持つ会社以外の団体
	個 人 会 員	本会の事業と関連性を有する個人であって、本会の事業活動を賛助する意思を持つ個人

3 本条第1項の入会申し込みに対して、会長は、入会申込者が前項に定める入会基準を満たすこと、本会の会員としてふさわしくないと認められる事由がないこと等を確認の上、入会の可否を決定し、その結果を入会申込者に通知するものとする。

4 本会の賛同会員として入会しようとする会社、会社以外の団体又は個人は、理事会において別に定める方法により入会することができる。

(指定代表者)

第3条 会員のうち会社及び会社以外の団体である会員にあつては、その代表者と

して、本会に対してその権利を行使し、義務を負う者（1名に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、前条第1項に定める入会申込書により会長に届け出なければならない。

- 2 前項の指定代表者を変更した場合は、理事会において別に定める変更届をすみやかに会長に提出しなければならない。

（会員名簿及び会員に関する情報の取扱い）

第4条 第2条に定める手続を経て入会を認められた者は、本会の管理する会員名簿に登録する。

- 2 第2条第1項に定める入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該会員は、理事会において別に定める変更届により会長にすみやかに届け出なければならない。
- 3 本会は、会員名簿に登録された会員に関する情報の公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

（会費）

第5条 会費の額及び納期並びに会費の免除に関する細目は、定款第7条の規定により社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定める会費規程による。

（退会事由及び手続）

第6条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、別表2に掲げる事項を主たる内容とし、退会の30日前まで（賛同会員については、この期限を設けないものとする。）に、理事会において別に定める退会届をもってこの法人に対して予告をするものとする。

- 2 前項の場合において、正会員の除名を総会の目的事項とする理事会の決議があった場合は、当該総会において当該目的事項が否決されるまで、当該正会員は任意退会することができない。
- 3 本条第1項の場合において、会長が相当と認め、賛助会員又は賛同会員の除名を理事会の目的事項とする場合は、当該理事会において当該目的事項が否決されるまで、当該賛助会員又は賛同会員は任意退会することができない。
- 4 本条第1項及び定款第9条並びに第10条に定める事由により、会員が会員資格を喪失した場合は、当該会員は、会員名簿から削除されるものとし、又、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

（再入会）

第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が、正会員又は賛助会員として再入会を希望する場合は、その理由を記した説明書とともに、あらためて第2条第1項に定める入会申込書の提出を要することとする。なお、賛同会員として再入会を希望する場合は、理事会において別に定める方法によることとする。

- 2 前項の再入会の手続き（賛同会員を除く。）は、第2条第3項の規定を準用する。ただし、資格喪失の際未納の会費がある場合は、当該未納分を納入しない限り、再入会は認めないこととする。

- 3 定款第9条の規定により除名された者は、資格喪失後3年間は、再入会は認めないこととする。
- 4 定款第10条の規定により会員資格を喪失した者は、資格喪失事由が解消していない限り、再入会は認めないこととする。

(会員種別の変更)

- 第8条 会員は、入会後に会員種別の変更を希望する場合は、理事会において別に定める会員種別変更届を会長に提出するものとする。ただし、賛同会員から正会員又は賛助会員への会員種別の変更は、第2条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 2 会長は、会員から前項の会員種別変更届が提出されたときは、直近に開催される理事会に報告するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

この規程は、一般社団法人和食文化国民会議の設立の登記の日（平成27年2月4日）から施行する。

【別表1】入会申込書に記載する事項（正会員及び賛助会員）

1 企業会員及び団体会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 会社（団体）名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス
- (3) 代表者（氏名、役職名）
- (4) 指定代表者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (5) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (6) 会費請求書及び資料等の送付先
- (7) 入会を希望する日
- (8) 会員の種類・区分
- (9) 会費の加入口数・金額
- (10) その他入会に際して必要な事項

2 個人会員

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス
- (3) 勤務先名、所属部署、役職名、勤務先住所、電話・FAX・メールアドレス
- (4) 会費請求書及び資料等の送付先
- (5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
- (6) 入会を希望する日
- (7) 会員の種類
- (8) 会費の加入口数・金額
- (9) その他入会に際して必要な事項

【別表2】退会届に記載する事項（正会員及び賛助会員）

1 企業会員及び団体会員

- (1) 会社（団体）名、所在地、代表電話・FAX・メールアドレス
- (2) 代表者（氏名、役職名）
- (3) 指定代表者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (4) 事務連絡者（氏名、所属部署、役職名、電話・FAX・メールアドレス）
- (5) 退会の日
- (6) 退会の理由
- (7) その他退会に際して必要な事項

2 個人会員

- (1) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話・FAX・メールアドレス
- (2) 勤務先名、所属部署、役職名、勤務先住所、電話・FAX・メールアドレス
- (3) 退会の日
- (4) 退会の理由
- (5) その他退会に際して必要な事項